

令和5年度第2回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会
議事録

1 日時：令和5年11月10日（金）午後4時00分から4時40分まで

2 場所：小笠原村役場本庁会議室A、小笠原村母島支所大会議室、
WebEXによるオンライン会議室

3 出席者：

委員	環境省小笠原自然保護官事務所	若松 佳紀
	東京都島しょ保健所小笠原出張所	飯沼 雄司
	(一社)小笠原村観光協会	中村 哲也
	(一社)小笠原母島観光協会	林 賢一
	(福)小笠原村社会福祉協議会	松林 久美子
	(特非)小笠原自然文化研究所	堀越 和夫 <会長>
	(公社)東京都獣医師会	高橋 恒彦
事務局	環境課	石原、安藤、井上、米塚
請負事務局	(株)プレック研究所	宮脇、西原、山口

(敬称略)

4 議題及び議決

議題第1号：「諮問事項 犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する継続審議

議決：答申を事務局案のとおりとすることについて、賛成8人、反対0人で可決。

5 配布資料

資料1 犬の繁殖を防止するための措置等について（答申案）

参考資料1 犬が社会環境に与える影響について

参考資料2 犬の繁殖を防止するための措置等に関する検討の経緯

6 議事の経過及び発言要旨

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 会議成立の宣言等

会長から、委員の過半数が出席しているため条例第18号第2項の規定により本会議は有効に成立したことが宣言された。

(4) 議事録署名人の指名

会長により、議事録署名人として若松委員と有賀委員が指名され、両委員が承諾した。

(5) 議事

議題第1号：「諮問事項 犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する継続審議

- 事務局：(事務局より資料1「犬の繁殖を防止するための措置等について(答申案)」、参考資料1「犬が社会環境に与える影響について」、参考資料2「犬の繁殖を防止するための措置等に関する検討の経緯」について説明)
- 松林委員：ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問があればお願いしたい。
- 若松委員：答申案について、これまでの審議会での議論内容が十分に反映されていると考える。動物愛護管理法でも規定されているマイクロチップ装着の義務化や、村内の飼養状況を考慮した飼養上限数の設定についても委員の意見が反映された記載内容となっており、答申案については問題ない。「小笠原村で対応すべきと考える事項」については、今後事務局にて検討・判断いただければと思う。
- 飯沼委員：答申案について問題ない。これまでの議論における委員の総意が反映されていると思う。答申案の『人とペットと野生動物の共存を実現する』という目的から逸脱する過度な規制を行わないように留意した」という記載の通り、野生動物を優先するあまり人とペットが窮屈な思いをすることが無いようにということが明文化されており良い答申案になったと思う。
- 中村委員：これまでの議論の結果が分かりやすくまとめられており、答申案については問題ない。過去の審議会で発言した、飼い主を含めた地域全体が納得できる条例にすべき、という意見が上手く反映されており、自然環境と飼い主両方への配慮が上手く反映されたバランスの良い答申案になっていると思われる。議論の当初は、検討資料上にも管理や指導、教育等の村が村民を上からコントロールするような行政的な表現が散見されたが、最終的な答申案ではそうした表現が少なくなり、飼い主の立場からみて柔らかい表現となっている点が評価できる。
- 林委員：これまでの審議会での議論内容が反映されており、答申案に関して賛成である。
- 松林委員：審議会委員になったことをきっかけに、島内でのペット飼養状況に特に意識を向けるようになった。飼い主の方から子犬の誕生や老犬の他界に関する話を伺う中で、犬は人の心に寄り添う大切な存在であるということを感じている。飼い主へのお願いばかりでなく、しつけ講習やドッグラン等の整備など、飼い主の支援となるような事項も小笠原村で対応すべきと考える事項として整理されており、飼い主側の立場から見てもとても良い答申案になったと思う。自然環境への影響が懸念されるような飼い方をしている場合においても、飼い主が責められて孤立するようなことがないよう、引き続き丁寧に検討・対応いただきたい。
- 高橋委員：とても良い答申案になっていると思う。行政からの指導や教育ではなく、飼い主の心に寄り添った答申案になっていると思う。今後は島内の飼養で問題が生じた際に、一方的に行政から指導するのではなく、なぜうまく飼養できないのか、飼い主とともに解決策や対策を考えていけると良いだろう。
- 事務局：本日欠席の宮川委員については、事前ヒアリングにて意見を頂戴しているため、事務局で代読させていただく。
- 宮川委員(事務局代読)：これまで丁寧に審議してきた内容が反映されており、答申案全体について追加の意見はない。答申案 p.2 の「3 新規飼養時及び繁殖希望時の獣医師への事前相談について」という項目で、新規飼養対象が保護犬である場合の事前相談について言及されているが、保護犬に限らず島内での譲渡やペットショップで入手した場合についても事前相談の対象としてほしい。
- 事務局：島内での譲渡やペットショップで入手した場合についても事前相談の対象として考え

ている旨、事務局より説明し、宮川委員に了承いただいている。

- 有賀委員：以前、村で村内の全世帯を対象にペットの飼養状況に関するアンケートを実施していたが、過去に行政から指導を受けたことのあるような、いわゆる飼い方に問題のある飼い主は回答しないのではないかと思う。母島ではこれまでに咬傷事故が複数発生しているが、その飼い主は村のアンケートに回答しているのか。答申案は、松林委員や高橋委員からの意見の通り、飼い主の立場に寄り添った内容となっている点は評価できるが、自然や社会への悪影響が懸念されるような飼い方をしているような飼い主は、本人に問題意識がない場合も多く、そうした飼い主に答申案の内容を理解し、協力してもらえるかどうか疑問に思う。
- 事務局：今回母島で咬傷事故を起こした犬は、アンケート実施時には飼養されていなかった。ただ、現在の飼養状況は村でも把握しており、村から適正飼養についてのお願いや相談をさせていただいているところである。講習会や飼い主とのコミュニケーションを通じて飼養状況の改善を図っていきたいと考えている。今後、新規飼養時の事前相談の場も活用して対応していきたい。
- 堀越委員：今回の答申案では、条例として規定するものと、運用面で柔軟に対応していくもの（小笠原村で対応すべきと考える事項）に仕分けをしている点が画期的であると考えている。適正飼養ができていない飼い主への働きかけについては、「5 犬の飼い方指導の強化について」の項目にあるように、今後環境課だけでなく専門家も交えた飼い主の意識向上を図る機会を設けていくよう求めており、有賀委員の懸念事項についても対応していけるのではないかと思う。今年12月には動物協議会で内地の獣医師を招聘し、飼い方指導の場を設けられればと考えている。
- 有賀委員：答申案について、誰が読んでも理解できるものと言えるかは疑問である。最低限の基礎知識が無ければ記載内容が理解できないのではないかと思う。12月の飼い方指導は、母島でも実施していただけるのか。
- 事務局：答申内容を踏まえて今後小笠原動物協議会でも引き続き検討を行う。また、一般村民向けには説明会も開催予定であり、答申案のみを示して村民に理解を求めていくことは考えていない。12月の飼い方指導については、東京都獣医師会理事の入交先生に来島いただき、父島・母島それぞれで犬や猫の飼い方について講演いただく予定である。
- 堀越会長：答申は村長に対して提出するため、村長や環境課が理解できれば問題ない。条例の運用に向けては、より分かりやすい形で村民に周知できればと思う。条例改正案を村議会に諮る前に村民説明会を開催する予定はあるか。
- 事務局：先述した12月の講演と併せて実施予定である。
- 堀越委員：有賀委員から共有があったとおり、島内の飼養状況については様々な課題を抱えているという現状も理解しているが、条例の運用に向けて一步前進できればと個人的には考えている。条例の内容について今後点検や見直しを行うとして、まずは答申案としても問題ないか確認いただきたい。
- 有賀委員：答申案の内容については問題ない。条例の運用に向けては工夫が必要であり、今後より詳細を検討していただければと思う。また、適正飼養ができていない飼い主を含めて、誰でも内容を理解できるようにするという点についても検討が必要かと思う。
- 松林委員：実際に咬傷事故を起こした飼い主については、適正飼養に向けて引き続き事務局か

ら個別にやり取りをしていただければと思う。

○堀越会長：犬の繁殖を防止するための措置等について、委員の皆様には2年間多方面から審議いただき、改めてお礼申し上げます。具体の飼養上限数の設定に関しては、自身と事務局で決定させていただいた。本条例は犬の飼養上限として具体的な数値を記載する国内初の条例となるため、実際に運用してみないとわからない部分も多くあるかと思う。運用上の課題を確実に見直していけるよう、5年程度の間隔で定期的に見直しを行うこととしている。また、定期的な見直しだけでなく、問題が生じた場合にも速やかに見直し検討を行うよう明記できた点も重要と思う。かなり具体的な内容を盛り込み、また既存法規についても言及できた点も大きな特徴である。本条例は日本で初めての条例であり、メディア等で取り上げられる機会もあるかもしれない。文言として記載していることが今後実現されていくよう運用面で努力していく必要がある。個人的所感として、本答申案は100点以上の仕上がりになったと感じている。本審議会としての検討は終了するが、今後、運用上で課題や意見があれば自身や事務局へ連絡いただければと思う。

○堀越会長：議題第1号「諮問事項 犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する継続審議について決議を行う。この答申案に関して賛成の方は挙手をお願いする。

○（全員挙手）

○堀越会長：出席委員の全員が賛成のため、議題第1号「諮問事項 犬の繁殖を防止するための措置等について」に関する答申は、案の通りとする。

（6）閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日 会長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印